

件名	亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>現在、職員を派遣している三泗鈴亀農業共済事務組合を含む農業共済組合等については、農業共済事業の一層の合理的で効果的な運営を目的に、平成29年度から1つの農業共済組合（特定組合）として組織整備されることとなりました。</p> <p>こうした中で、新組織発足後も、当該組合の業務に専ら従事させるために職員を派遣する必要があることから、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとします。 <第1条関係></p> <p>(2) 任命権者は、規則で定める団体（三重県農業共済組合）との間の取決めに基づき、職員を派遣することができるものとします。また、派遣対象外とする職員及び職員派遣に当たって合意しておくべき事項について定めま す。 <第2条関係></p> <p>(3) 派遣職員を職務に復帰させなければならない場合について定めま す。 <第3条関係></p> <p>(4) 企業職員を除く派遣職員に支給することができる給与について定めま す。 <第4条関係></p> <p>(5) 職員派遣後職務に復帰した職員の給与に関する条例の特例について定め ます。 <第5条関係></p> <p>(6) 派遣職員が職務に復帰した場合における処遇について定めま す。 <第6条関係></p> <p>(7) 企業職員である派遣職員に支給することができる給与の種類について定め ます。 <第7条関係></p> <p>(8) 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体におけ る処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長</p>		

に報告しなければならないこととします。 < 第 8 条関係 >

(9) この条例に定めるもののほか、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項は、規則で定めます。 < 第 9 条関係 >

3 その他

施行日は、平成 2 9 年 4 月 1 日とします。

「特定組合」とは、農業共済組合連合会の権利義務を承継した農業共済組合をいいます。(農業災害補償法第 5 3 条の 2 第 4 項)

亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)
第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される者を除く。)

(2) 非常勤職員

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4) 亀山市職員の定年等に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 2 6 号）第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させるとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第 2 条第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 1 項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項

（派遣職員の職務への復帰）

第 3 条 法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

(2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

(3) 派遣職員の職員派遣が前条第 1 項に規定する取決めに反することとなった場合

(4) 派遣職員が地方公務員法第 2 8 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することとなった場合

(5) 派遣職員が地方公務員法第 2 8 条第 2 項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

(6) 派遣職員が地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第 4 条 派遣職員 (企業職員 (地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号) 第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。) である派遣職員を除く。第 6 条において同じ。) のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 0 以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第 5 条 職員派遣後職務に復帰した職員 (企業職員である職員を除く。) に関する亀山市職員給与条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 4 3 号) 第 1 2 条第 1 項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務 (当該業務に係る労働者災害補償保険法 (昭和 2 2 年法律第 5 0 号) 第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。) を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第 6 条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(企業職員である派遣職員の給与の種類)

第 7 条 企業職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(報告)

第 8 条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。